

## 公民館の市民センター（コミュニティセンター）化について

### 1. 地域・住民のニーズ

地域コミュニティ活動の拠点として、現在の公民館の管理基準を緩和し、誰もが利用しやすい施設への意向の要望がある。

- 例) ・公民館で地域づくりにつながる活動・物販をしたい  
 ・放課後の学習の場として利用したい  
 ・地域でコミュニティビジネスを行いたい など

#### 【目指す施設】

- ・住民にとってより有効に使える施設
- ・地域づくりに役立つ施設
- ・引き続き生涯学習が推進できる施設



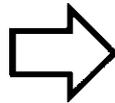
施設利用における社会教育法の適用除外が必要

### 2. 社会教育法の適用除外について

公民館

コミュニティセンター

生涯学習  
 (社会教育法に基づく)



法の適用除外

生涯学習  
 +  
 地域づくり活動、地域交流など

### 3. 公民館とコミュニティセンターの比較

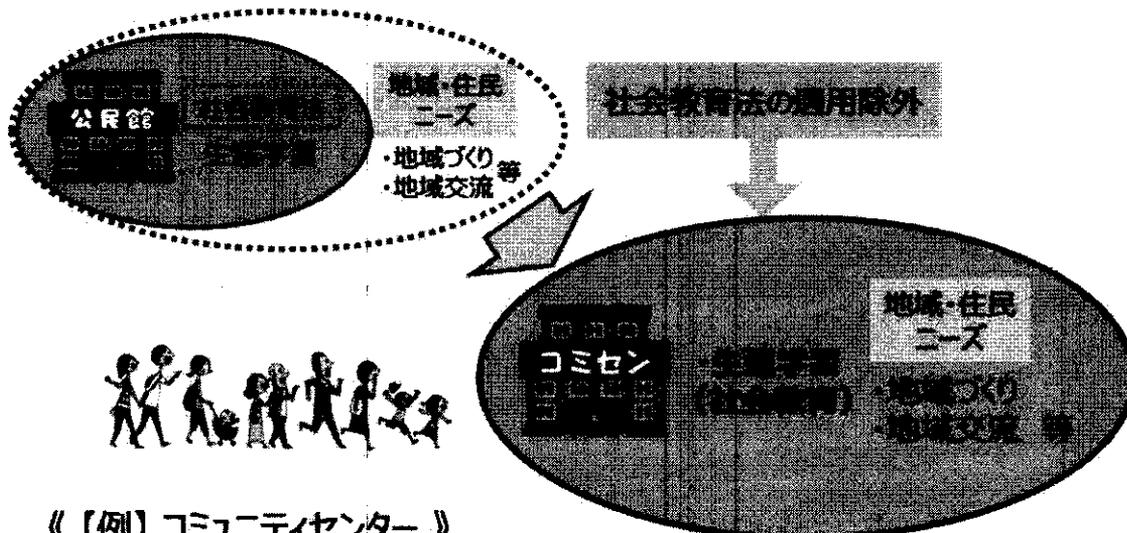
	公民館	コミュニティセンター
設置主体	教育委員会	市長部局
設置根拠	市公民館条例	市コミュニティセンター条例
施設の性質	社会教育施設	コミュニティ施設
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育法の適用により、営利を目的としない講座を受講できる。</li> <li>・住民の身近な場所で学習機会が得られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくりに係る特産物の有償提供など多用途利用が可能。</li> <li>・学習事業に加え、住民の自主的な地域づくり活動など、利用の幅が広がる。</li> <li>・住民交流の場の提供など、地域の実情に合った利用が可能。</li> <li>・住民の身近な場所で学習機会が得られる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利を目的とした活動の禁止(社会教育法第23条)。</li> <li>・資格取得を目的にした講座がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称を変更することで、住民に不安感が生じる可能性がある。</li> </ul>

### 4. コミュニティセンター移行で可能となる具体例

- ・地域で採れた野菜などの有償提供（物販）
- ・学習の場として提供
- ・企業による地域貢献に関する内容の研修会や会議等の利用
- ・介護予防・日常生活支援総合事業等に活用  
 (介護予防クラブ活動やコミュニティカフェなど)
- ・地域の発展に繋がる有料イベントの開催

## 5 社会教育法の適用除外のイメージ

【社会教育法の制限】



《【例】コミュニティセンター》

- ・公民館と併設に生涯学習を推進することができる
- ・住民ニーズの幅が広がる、地域の実情に合った利用が可能となる
- ・住民の自主的な地域づくりの活動を進めることができる
- ・地域の特色等を活かす等、多用途利用が可能となる

## 7 公民館からコミュニティセンター移行で可能となる内容

内容	公民館	コミュニティセンター
地域で採れた野菜などの有償提供(物販) (住自協で企画した特産物等)	×	○
学習の場として提供(要:保護者) ※冷房設備のある部屋での学習利用	×	○
企業による地域貢献に関する内容の研修会や 会議等の利用(会社、個人営業商店等含む)	×	○ (有料による貸し館)
介護予防・日常生活支援総合事業等に活用 (例:介護予防クラブ活動やコミュニティカフェなど)	×	○
地域の発展に繋がる有料イベントの開催 (著名人等の有料講座、講演会の開催)	×	○ (有料による貸し館) ※住自協主催は無料

※コミュニティセンターへ移行した後も利用ができない内容

- ・公の秩序又は善良な風俗を害すると認められる利用
- ・施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められる利用

